

矢吹町文化財保護審議会条例 (昭和51年3月12日条例第9号)

最終改正:昭和55年7月9日条例第16号

改正内容:昭和55年7月9日条例第16号 [平成22年11月30日]

○矢吹町文化財保護審議会条例

昭和51年3月12日条例第9号

改正

昭和55年7月9日条例第16号

矢吹町文化財保護審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、矢吹町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に矢吹町文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項に関して調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 特別な事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(任命及び任期)

第4条 委員及び臨時委員は、文化財の保存及び活用に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、特別の事項の調査審議が終つたときは退任するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は会長が招集する。

2 審議会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に任命される委員の任期については第4条第2項の規定にかかわらず、昭和52年3月31日までとする。

(条例の一部改正)

3 矢吹町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年矢吹町条例第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (昭和55年7月9日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。